

申請時にこのチェックリストにて提出書類を確認し、
申請書に添付して提出してください。

提出書類チェックリスト

1 「令和8年度就学援助費支給申請書」 添付済→□

※ 申請者及び同居している方、保護者の配偶者（同居、別居を問わず）全員を記入してください。

2 令和7年中の所得が分かる書類 添付済→□

(源泉徴収票、確定申告書写し、年金受給金額の分かる書類など)

※ 当初申請の場合は、課税・非課税証明書は使用できません。

※ 申請者及び同居している方、保護者の配偶者（同居、別居を問わず）全員の所得のわかる書類の提出が必要です（該当する書類を提出してください）。

※ 令和8年1月1日時点で未成年で収入がない方は書類の提出は不要ですが、少額でもアルバイト等をしていて収入がある場合は書類の提出が必要です。

(1) 児童扶養手当（児童扶養手当法第4条）を受給している方

→児童扶養手当証書の写し □

※ 保護者（申請者）が児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し以外の添付書類は省略することができます。

(2) 令和7年中に収入があつた方（給与、年金、営業等）

→給与、年金等の源泉徴収票、確定申告書の写し □

※ 収入が複数ある場合には、すべての収入の所得を証明する書類を提出してください。

(3) 令和8年1月1日時点で成人していて、収入がなかつた方

→住民税の申告書のコピー（両面）□

(4) その他

→国民健康保険法 第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予（会社都合による退職など）や生活保護廃止等の理由での申請を希望する場合は、申請前にご相談ください。

3 賃貸住宅の方は、契約書の写し 添付済→□

(住宅の所在地、契約者、契約期間、家賃額のわかるもの)

- ① 自動更新により契約期間が有効な契約書が発行されていない場合は、一番近い日付の契約書の写しと併せて、契約書に記載されている金額と同額を支払っていることが確認できる書類（通帳の写し、振込の控え等）
- ② 県営住宅等で金額が所得、世帯状況等で変わった場合は、現在の家賃の金額が記載された通知等の写し

ご不明な点等がありましたら、
学務課（788-4969）にお問い合わせください。